

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月9日
【事業年度】	第4期(自平成25年9月1日至平成26年8月31日)
【会社名】	株式会社コネクトホールディングス
【英訳名】	Connect Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長倉 統己
【本店の所在の場所】	東京都港区南麻布二丁目10番2号
【電話番号】	(03)5439-6580(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 矢野 浩司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南麻布二丁目10番2号
【電話番号】	(03)5439-6580(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 矢野 浩司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年11月28日に提出した第4期（自平成25年9月1日 至平成26年8月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

注記事項

（重要な後発事象）

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

【注記事項】

(重要な後発事象)

(訂正前)

1. 第4～第6回行使価額固定型新株予約権(第三者割当)の取得及び消却に関する件

当社は、平成26年10月16日開催の取締役会において、平成25年10月31日発行の第4～第6回行使価額固定型新株予約権(第三者割当)について、新株予約権者(マッコーリー・バンク・リミテッド)から本新株予約権を取得し、取得する自己新株予約権を消却することを決議し、平成26年10月31日に実行いたしました。

(1) 新株予約権の取得日及び消却日 平成26年10月31日

(2) 取得及び消却する新株予約権の内容

取得及び消却する新株予約権の名称	第4～第6回行使価額固定型新株予約権(第三者割当)
取得価額	総額808,300円(第4回新株予約権1個あたり37円、第5回新株予約権1個あたり15円、第6回新株予約権1個あたり10円)
取得する新株予約権の数	取得日において行使されていない本新株予約権のすべて
	第4回新株予約権 8,400個
	第5回新株予約権 20,000個
	第6回新株予約権 19,750個

(3) 新株予約権取得及び消却の理由

現在、当社株価は、第4回新株予約権の行使額である60円以下で推移しております。このような状況下において、今後より確実あるいは効果的な調達方法を検討するうえで、調達交渉先からの検討条件として、潜在的な希薄化を考慮すると、行使期間が1年間残っているものの現時点において本新株予約権の取得及び消却が必要であるとの条件揭示を踏まえ、本新株予約権の取得資金を充当してでも取得し消却することが必要であると判断し、取締役会にて残存する本新株予約権の取得及び消却を決議いたしました。

なお、本新株予約権の取得は、発行時に定められた取得条項(当社の要請による取得)に基づき行うものであります。

(訂正後)

1. 第4～第6回行使価額固定型新株予約権(第三者割当)の取得及び消却に関する件

当社は、平成26年10月16日開催の取締役会において、平成25年10月31日発行の第4～第6回行使価額固定型新株予約権(第三者割当)について、新株予約権者(マコーリー・バンク・リミテッド)から本新株予約権を取得し、取得する自己新株予約権を消却することを決議し、平成26年10月31日に実行いたしました。

(1) 新株予約権の取得日及び消却日 平成26年10月31日

(2) 取得及び消却する新株予約権の内容

取得及び消却する新株予約権の名称	第4～第6回行使価額固定型新株予約権(第三者割当)
取得価額	総額808,300円(第4回新株予約権1個あたり37円、第5回新株予約権1個あたり15円、第6回新株予約権1個あたり10円)
取得する新株予約権の数	取得日において行使されていない本新株予約権のすべて 第4回新株予約権 8,400個 第5回新株予約権 20,000個 第6回新株予約権 19,750個

(3) 新株予約権取得及び消却の理由

現在、当社株価は、第4回新株予約権の行使額である60円以下で推移しております。このような状況下において、今後より確実あるいは効果的な調達方法を検討するうえで、調達交渉先からの検討条件として、潜在的な希薄化を考慮すると、行使期間が1年間残っているものの現時点において本新株予約権の取得及び消却が必要であるとの条件提示を踏まえ、本新株予約権の取得資金を充当してでも取得し消却することが必要であると判断し、取締役会にて残存する本新株予約権の取得及び消却を決議いたしました。

なお、本新株予約権の取得は、発行時に定められた取得条項(当社の要請による取得)に基づき行うものであります。

(4) 新株予約権取得及び消却により、手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出(予定)時期に以下のとおり変更が生じております。

(変更前)

手取金の総額(発行諸費用控除後の手取額) 377,956千円

手取金の用途

具体的な用途	金額(千円)	支出時期
当社子会社であるS B Y社における金融機関借入金の返済のための子会社貸付	40,000	平成25年11月～平成25年12月
当社子会社であるS B Y社における海外事業展開にかかる支出のための子会社貸付	150,000	平成26年2月～平成27年10月
S B Y社関連事業展開におけるM & A関連費用の支出	187,956	平成26年2月～平成26年10月

(変更後)

手取金の総額(発行諸費用控除後の手取額) 66,830千円

手取金の用途

具体的な用途	金額(千円)	支出時期
当社子会社であるS B Y社における金融機関借入金の返済のための子会社貸付	40,000	平成25年11月～平成25年12月
当社子会社であるS B Y社における海外事業展開にかかる支出のための子会社貸付	10,000	平成26年2月～平成26年10月
S B Y社関連事業展開におけるM & A関連費用の支出	16,830	平成26年2月～平成26年10月